

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

1 目的

本要領は、川口市が発注する建築工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 共通

1) モデル工事

「週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休2日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

1) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休2日に取り組む方式をいう。

2) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（2日/7日）を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検など現場管理上必要な作業を行う場合を除き、対象期間中に現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5) 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

6) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

(3) モデル工事（交替制）

1) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

2) 週休2日

①完全週休2日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日））以上を達成したと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、対象者の休日率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

5) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については、工事着手日から工事完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

3 現場閉所（現場休息）日及び休日等の留意事項

(1) 天候不良等による振替

降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所（現場休息）又は休日は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。なお、月を跨いだ前後7日以内の振替日を設定した場合、月単位の週休2日における現場閉所（現場休息）率や休日率を算出する際には特に考慮するものとする。

<特に考慮する例>

令和6年8月31日（土曜日）は現場閉所（現場休息）の予定であったが、地元対応等でやむを得ず作業が生じ、令和6年9月2日（月曜日）を振替の日として、設定した。

上記に伴い、8月単位での週休2日が満たされない場合は、やむを得ない事由や作業日の前後7日以内に振替の日を設定していることに考慮し、8月単位での週休2日は満たされているものとみなす。なお、この場合における9月2日（月曜日）は、9月単位での週休2日において、作業日とみなす。

(2) 暦上の達成状況の考慮

現場閉所（現場休息）率又は休日率を算出する際に、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）又は休日の確保では、4週8休（28.5%）に満たない月において、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）又は休日の確保を行っている場合は、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、通期の週休2日においても同様の取扱いとする。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上

上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

4 対象期間外とする期間

年末年始休暇6日間（原則として、12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（原則として、8月13日～15日）、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限度の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

5 対象とする工事

モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- ・対象期間が1か月未満の工事

6 発注方式

モデル工事（現場閉所型を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

モデル工事（交替制）とした場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

<現場閉所が困難な工事の例>

- ・竣工時期や作業時間に制約が大きい工事

また、次の①、②のいずれかによる方式を指定するものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 完全週休2日I型

モデル工事（現場閉所型）：「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議する方式

モデル工事（交替制）：「月単位の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

② 完全週休2日Ⅱ型

モデル工事(現場閉所型):「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

モデル工事(交替制):「通期の週休2日」の確保を必須として「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議する方式

7 積算方法等

(1) 補正方法

モデル工事において、以下の現場閉所(現場休息)又は休日の状況に応じた補正係数により労務費(設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)及び現場管理費を補正する。

① 完全週休2日(土日)又は完全週休2日適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01
② 月単位の週休2日適用工事	労務費	1.02

1) 複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に上記の①又は②の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を表A、表E、表Mの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正} \\ \text{係数を乗じた労務単価を用い算定} \\ \text{したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の補正} \\ \text{係数を乗じた労務単価を用い算定} \\ \text{したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

(2) 積算及び変更方法

1) モデル工事（現場閉所型）

完全週休2日I型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、(1) ①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

現場閉所（現場休息）率の達成状況を確認後、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数(1) ②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（1）②に変更するものとする。

① 完全週休2日Ⅱ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、（1）①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

現場閉所（現場休息）率を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数（1）②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（1）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

2) モデル工事（交替制）

① 完全週休2日Ⅰ型

「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、（1）①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

休日率の達成状況を確認後、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を（1）②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（1）②に変更するものとする。

② 完全週休2日Ⅱ型

「完全週休2日」の達成を前提に、（1）①及び表A、表E、表Mの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

休日率を確認し、「完全週休2日」が未達成の場合は、補正係数を（1）②及び表A、表E、表Mの補正率に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行

うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（1）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

8 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書を明示するものとする。

9 実施方法等

（1）週休2日の確認方法

週休2日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

① 工事着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。
- ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで工程表等を作成する。

② 工事着手後

- ・監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）又は休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）又は休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）又は休日の実績が記載された工程表等により、定期的（4週間ごとを基本とする）に対象期間内の現場閉所（現場休息）又は休日の日数を確認する。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・発注者は、現場閉所（現場休息）の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ 工事完成時（工事検査前）

- ・受注者は、週休2日の実施状況が確認できる資料（作業日報、出勤簿等）を発注者

に提示し、達成状況について発注者の確認を受ける。

- ・発注者は、週休2日の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。
- ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

④ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

この要領は、令和4年9月1日以降に入札手続きを行う工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、令和6年9月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

附則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、令和7年9月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用する

こととする。

附則

この要領は、令和8年3月1日以降に公告する工事に適用する。

ただし、2月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

表A 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08

内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパ-類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22